

滋賀県交通安全計画計画 (第 10 次) の策定について

1 第 10 次滋賀県交通安全計画の概要

交通安全対策基本法第 25 条に基づき、滋賀県の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画である。

2 現行計画 (第 9 次) の目標 (平成 23 年度～平成 27 年度 : 5 年間)

計画の目標

「平成 20 年の交通事故死者数を今後 10 年間を目途に半減させる」
総理大臣談話 (平成 21 年 1 月) を受け、平成 27 年までに滋賀県における
年間交通事故死者数を 55 人以下 年間死傷者数 8,800 人以下にする。

3 次期 (第 10 次) 計画 (平成 28 年度～平成 32 年度) の平成 28 年度策定に向け、今年度後半から策定準備に着手する。

4 今秋 (10 月下旬) 内閣府から国計画 (第 10 次交通安全基本計画中間案) が提示される予定。これを受けて滋賀県計画の策定作業を進めていく。

5 計画策定のスケジュール

1 月	県原案作成
2 月または 3 月	政策・土木交通常任委員会
3 月下旬～4 月下旬	市町への意見照会・県民政策コメント実施
6 月中旬	政策・土木交通常任委員会
6 月下旬	滋賀県交通対策会議 (議決後公表)